

販売委託契約書

_____ (以下「甲」という) terra (以下「乙」という) とは、本日、次のとおり販売委託契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条

甲は乙に対し、甲の製造する以下の商品 (以下「商品」) の販売を委託し、乙はこれを受諾する。

商品【_____】

第2条

乙は、前条の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- (1) 乙名義の店舗における商品の販売
- (2) 商品販売代金の回収
- (3) 前各号に付随・関連する行為

第3条

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から同 年 月 日までとする。

第4条

商品の販売価格は、甲の指定に基づくものとする。

第5条

- 1 甲は、乙に対して、第2条に定める業務に対する手数料として、商品の販売価格の10%を支払うものとする。
- 2 その他の手数料に関しては、甲乙が協議のうえ、別途、定めるものとする。

第6条

- 1 乙は、甲から商品の納入を受けたときは遅滞なくこれを検査し、数量の不足または瑕疵があった場合には、納入後3日以内に甲に通知するものとし、甲はこれに対し速やかに代品納入または交換及び修補を行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める期間内に通知をしなかった場合、商品の瑕疵につき、甲に対して一切の異議を述べることはできない。

第7条

商品の所有権は、乙が第三者に販売して引渡したときに、甲より第三者に直接移転するものとする。

第8条

乙は、集金した商品代金のうち、第5項1項で定める手数料を差し引いた残額を、本契約終了日から14日後までに、甲名義の銀行普通口座に振込、もしくは、現金で直接受け渡しによって支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第9条

乙は、甲より事前に書面で承諾を得られた場合を除き、本契約の委託業務を第三者に再委託してはならない。

第10条

甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約で定めた履行を行わず、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないとき
- (2) 本契約または個別契約の条項に違反したとき
- (3) 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申し立てをなし、またはこれらの申し立てがなされたとき
- (4) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (5) その他、その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

第11条

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

第12条

本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所は甲の本社所在地を管轄する裁判所とする。

以上本契約成立の証として、本書を電磁的記録を作成し、甲乙署名のうえ、各自保管する。

令和 年 月 日

甲 住所

会社名及び代表者名

乙 住所

会社名及び代表者名

東京都国分寺市光町1-44-11

terra 夫馬 純